

教第43号議案

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則について  
神戸市就学援助規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年11月10日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理 由

就学援助の費目に「卒業アルバム代等」を加えるにあたり、教育委員会規則を改正する必要があるため。

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市就学援助規則の一部を改正する規則

神戸市就学援助規則（平成12年4月教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（援助費）</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項、<u>11の項</u>及び13の項とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>（援助費の支給及び委任）</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給す</p>	<p>（援助費）</p> <p>第3条 就学援助の費目は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助を受けている者が受けることのできる就学援助の費目は、別表2の項、5の項、8の項、9の項<u>及び11の項</u>とする。</p> <p>2、3 [略]</p> <p>（援助費の支給及び委任）</p> <p>第7条 教育長は、被認定者に対し前条に規定する認定期間に応じて第3条に規定する援助費を支給す</p>

るものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで、12の項及び13の項の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。

2～4 [略]

別表(第3条関係)

項	項目	定義
[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]
13	卒業アルバム代等	児童(第6学年の者に限る。)又は生徒(第3学年の者に限る。)全員が購入することとなる学校が指定する卒業アルバム等の購入費

るものとする。なお、被認定者は別表1の項から9の項まで及び12の項の項目についての援助費の請求、受領及び執行を、当該被認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。

2～4 [略]

別表(第3条関係)

項	項目	定義
[略]	[略]	[略]
12	[略]	[略]

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の神戸市就学援助規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。